

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した児童福祉法（以下「法」という。）33条の規定に基づく一時保護決定処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇児童相談所長（以下「処分庁」という。）が、令和4年11月4日付けの一時保護決定通知書（以下「本件処分通知書」という。）により請求人に対して行った請求人の子（以下「本児」という。）に係る法33条の規定に基づく一時保護決定処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるものである。

第3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね次のことから、本件処分の取消しを求めている。

必要な調査が行われているか疑問であるため。本件審査請求は、児相の調査がどのように行われているのかを問うもので、それ以上でもそれ以下でもない。

請求人は、以前より、各警察署及び児相に養育相談をしており、その時点では、関係機関から「虐待」という文言は出ず、児相は、本児の預かりには後ろ向きの意見であった。

しかしながら、本件処分通知書は、保護理由を「児童への虐待の疑い」としている。「児童虐待の防止等に関する法律」の定義に従って、本件の虐待の有無の判断がどのような客観的証拠に基づき、どのように判断されたのかを明らかにされたい。

担当福祉司に確認したところ「保護者から本児へのネグレクトの疑い」があるとのことだったため、ネグレクトの定義に沿って「児

童への虐待があった」と判断されたのか、「児童への虐待はなかった」と判断されたのか、証拠を明示して説明することを望む。ネグレクトとは、厚生労働省のHPの定義（後記第6・1・(3)）に鑑みれば、本件の場合、子を現に監護している者は祖母だったということになるので、祖母が本児の養育に対してその定義に掲げる行為を行った場合に、ネグレクトが成立するということになる。

なお、処分庁は、請求人が「一方的に虐待者とされ悪い親ときめつけられたから児童相談所へ行って話をしても意味がない」と発言したとするが、その真意は、担当職員が家庭訪問をしても、児相が請求人を虐待者と認定していることから、本児の処遇については児相が決定するのであり、それに対して請求人が希望を伝えたとしても、決定するのは児相であるため、請求人としてはそれ以上何もできない、つまり、児相と話をしてもしなくても虐待者とされた以上、今後のことを決めるのは児相であり請求人はそれに関与できないという意味である。

また、処分庁は、請求人が「親類に引き受け手がない場合には里親委託か養護施設であると児相に伝えてきた」と発言したとするが、児相の業務上、本児を請求人の下に返せないと判断した場合、親族引取り、里親委託（年齢的には考え難いが）、施設入所などが考えられるため、本児にとって一番よい方向性について児相がどう考えるのか、どの選択肢を選ぶのか尋ねたものである。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項の規定を適用して棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のとおり審議した。

年 月 日	審議経過
令和5年4月13日	諮問
令和5年5月23日	審議（第78回第3部会）

第 6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

(1) 要保護児童に係る通告・措置

法 2 5 条 1 項は、要保護児童を発見した者は、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならないと規定している。

そして、法 2 6 条 1 項は、児童相談所長は、法 2 5 条 1 項の規定による通告を受けた児童及びその保護者等について、必要があると認めるときは、法 2 6 条 1 項各号のいずれかの措置を採らなければならないものとし、同項 1 号として、法 2 7 条の措置を要すると認める者は、これを都道府県知事に報告することと規定している。

これを受けて、法 2 7 条 1 項は、都道府県は、法 2 6 条 1 項 1 号の規定による報告のあった児童について、法 2 7 条 1 項各号のいずれかの措置を採らなければならないと規定している。

(2) 一時保護

ア 法 3 3 条 1 項は、児童相談所長は、必要があると認めるときは、法 2 6 条 1 項の措置を採るに至るまで、児童の安全を迅速に確保し適切な保護を図るため、又は児童の心身の状況、その置かれている環境その他の状況を把握するため、児童の一時保護を行い、又は適当な者に委託して、当該一時保護を行わせることができる」と規定し、法 3 3 条 2 項は、都道府県知事は、必要があると認めるときは、法 2 7 条 1 項又は 2 項の措置を採るに至るまで、児童の安全を迅速に確保し適切な保護を図るため、又は児童の心身の状況、その置かれている環境その他の状況を把握するため、児童相談所長をして、児童の一時保護を行わせ、又は適当な者に当該一時保護を行うことを委託させることがで

きると規定している。

イ 法33条1項及び2項にいう「必要がある」場合については、「一時保護ガイドライン」(平成30年7月6日付子発0706第4号厚生労働省子ども家庭局長通知の別添。以下「ガイドライン」という。)Ⅱ・2・(2)・アでは、緊急保護を行う必要性がある場合として、「虐待等の理由によりその子どもを家庭から一時引き離す必要がある場合」等を挙げ、同・イでは、アセスメントのための一時保護の在り方として、「アセスメントのための一時保護は、適切かつ具体的な援助指針(援助方針)を定めるために、一時保護による十分な行動観察等の実施を含む総合的なアセスメントを行う必要がある場合に行う。(以下略)」としている。

ウ そして、一時保護の要件が「必要があると認めるとき」との文言で規定されていること及び児童の福祉に関する判断には児童心理学等の専門的な知見が必要とされることからすれば、児童に一時保護を加えるか否かの判断は、都道府県知事ないしその権限の委任を受けた児童相談所長の合理的な裁量に委ねられていると解するのが相当であり、児童相談所長等が上記裁量を逸脱し又は濫用した場合に限り、一時保護処分を行ったことが違法となるというべきである(東京地方裁判所平成27年3月11日判決・判例時報2281号80頁参照)。

エ なお、東京都知事は、法27条1項、28条1項及び33条2項に係る権限を、法32条1項、地方自治法153条2項並びに児童福祉法施行細則(昭和41年東京都規則第169号)1条1項1号及び5号の規定に基づき、児童相談所長に委任している。

(3) 児童虐待

児童虐待の定義につき、児童虐待の防止等に関する法律(以下「虐待防止法」という。)は、「児童虐待」とは、保護者(親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護するものをいう。以下同じ。)がその監護する児童について、①児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること(2条1

号)、②児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、保護者以外の同居人による前2号(2条1号及び2号(おいせつな行為))又は次号(2条4号(心理的虐待))に掲げる行為と同様の行為の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ること(2条3号)としている。

そして、同条1号の身体的虐待は、打撲傷、あざ(内出血)、骨折などの外傷を生じ得るような行為と解され、同条3号のネグレクトは、①子どもの健康・安全への配慮を怠っている、②祖父母、きょうだい、保護者の恋人などの同居人や自宅に出入りする第三者が、身体的虐待、心理的虐待の例示として掲げる行為を行っているにもかかわらず、それを放置するなどをいうとされている(厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課編「子ども虐待対応の手引き(平成25年8月改正版)」(以下「手引き」という。)第1章・1・(2)参照)。

また、手引きは、一時保護の第一の目的は子どもの生命の安全を確保することであり、単に生命の危険にとどまらず、現在の環境におくことが子どもの安全な家庭生活を確保する上で明らかに問題があると判断される場合は、まず一時保護を行うべきであるとし、必要とされる場合は、躊躇せず一時保護を行い、その上で虐待の事実等を調査するということが子どもの最善の利益にかなうといえる(第5章・1)としているため、一時保護は、虐待の存在が疑われる場合にも行いうると解されている。そして、虐待防止法が定義する「保護者」について、「現に監護する」とは、必ずしも、子どもと同居して監督、保護しなくともよいが、少なくともその子どもの所在、動静を知り、客観的にその監護の状態が継続していると認められ、また、保護者たるべき者が監護を行う意思があると認められるものでなければならないとしている(磯谷文明ほか編『実務コンメンタール児童福祉法・児童虐待防止法』(有斐閣、2020年)638頁)。

2 本件処分についての検討

(1) 事実の整理・認定

本件処分についてみると、次の各事実が認められる。

ア 請求人は、本児の養育に係る悩み、とりわけ本児と2人で暮らしていくことについての悩みを抱えていた。請求人は、継父との生活を始めたことから、本児に請求人と共に暮らす意向がない以上、本児を里親委託や養護施設などに委ね、本児とは別に暮らすことを模索する必要性を感じており、児相に相談していた。

イ 警察署長は、本児に対する身体的虐待及びネグレクトの疑いがあるとして、処分庁に対して通告した（本件通告）。また、本件通告において、警察署長は、請求人が本児に対して継父宅で継父家族とともに暮らすことを提案したが、本件けんかにおいて双方が暴力を振るい、本児が顔面骨折等の傷を負ったと判断した。このことについては、後日、本児が外科を受診した際に、頬骨上顎前壁を骨折しており、受傷は本件けんかの日であると診断されている。

ウ 本件通告を受けて、処分庁は、①児童への虐待の疑いがあるとする警察署長からの通告（本件通告）を受けたこと、②児童の安全を迅速に確保し適切な保護を図ること、③児童の心身の状況、その置かれている環境その他の状況を把握することを理由として、本児を一時保護した。

(2) 本件処分の合理性

児童相談所長は、必要があるときは、児童の安全を迅速に確保し適切な保護を図るため、又は児童の心身の状況、その置かれている環境その他の状況を把握するため、児童の一時保護を行うことができることとされ（1・(2)・ア）、この「必要があるとき」の判断は児童相談所長の合理的な裁量に委ねられていると解される（同・ウ）。

そうすると、処分庁が、本児に対する身体的虐待及びネグレクトの疑いがあるとする警察署長からの通告（本件通告）を受けて（上記(1)・イ）、これまでの請求人の相談経緯を踏まえて（同・ア）、「児童の安全を迅速に確保し適切な保護を図ること」（同・ウ・②）、「児童の心身の状況、その置かれている環境その他の状況を把握すること」（同・③）が必要であると判断し、本件処分を行っ

たことに不合理な点は認められない。

したがって、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

3 請求人の主張についての検討

(1) 請求人は、本児の一時保護（ひいてはその後の施設への入所等）に同意していることからすると本件処分の内容を不服とはしていないが、「保護者から本児へのネグレクトの疑い」があることを本件処分の理由とされてことに不服があると主張しているものと解される。

しかし、本件処分通知書に記載された一時保護の理由は、「児童への虐待の疑いにより、警察署から児童福祉法第25条の通告を受けたもの」であり、ここにいう「虐待の疑い」の判断は警察署長によるものである。処分庁は、一時保護の第一の目的である子どもの生命の安全を確保するため、その警察署長の判断を相応のものとして判断した上で、本件処分を行ったものである。

そのような処分庁の判断に違法又は不当な点が認められないことは、上記2のとおりであるから、請求人の主張は採用することができない。

(2) なお、請求人のその余の主張に鑑み、次のアないしウのとおり、審査会の意見を述べておくこととする。

ア 請求人は、ネグレクトの定義に照らして「児童への虐待があった」と判断されたのかを説明することを望むとしている。

そこで、処分庁が一時保護を行うためには虐待の「疑い」があれば十分であるところ（1・(3)）、本件通告の理由とされている身体的虐待及びネグレクトの「疑い」があったのかどうかについてみる。身体的虐待及びネグレクトについては、①身体的虐待が骨折などの外傷を生じ得るような行為とされ、②ネグレクトが子どもの健康・安全への配慮を怠っていること、保護者の恋人などの同居人等による身体的・心理的虐待を放置することなどとされているところ（1・(3)）、本児が本件けんかにより骨折していることからすると、本児に対する身体的虐待の疑いがあったものと警察署長が判断したことは不合理ではない。同様に、本件けんかが発生したときの状況からすると少な

くとも子どもの健康・安全への配慮ができていたとはいえず、本児に対するネグレクトの疑いがあったものと警察署長が判断したことも不合理ではない。

イ また、請求人は、虐待防止法にいう「保護者」の定義にある「現に監護を行う者」は祖母であり、請求人ではないと主張している。

しかし、「現に監護する」とは、必ずしも、子どもと同居して監督、保護しなくともよいが、少なくともその子どもの所在、動静を知り、客観的にその監護の状態が継続していると認められ、また、保護者たるべき者が監護を行う意思があると認められるものと解されるどころ(1・(3))、本件けんかがあった際、請求人は、本児に対して継父宅で継父家族とともに暮らすことを提案していたのであるから(2・(1)・イ)、請求人に監護を行う意思が全くなかったとは認められず、請求人が「現に監護を行う者」でなかったとはいえない。

ウ さらに、請求人は、本件処分後の調査において、「虐待」の有無をどのような客観的証拠に基づき、どのように判断したのかを明らかにすることを求めている。

しかし、虐待の有無を明らかにすることは、本件処分後に行われるものであるから、本件処分の違法性及び不当性を問うものである本件審査請求の理由とすることはできない。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

羽根一成、加々美光子、青木淳一